

日の出町森林整備計画(案)

清流と緑の形成

自 令和 8年 6月 1日

計画期間

至 令和18年 3月 31日

東京都日の出町
(令和8年6月1日樹立)

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	10
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	16
3	その他必要な事項	17
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	17
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	18
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	18
5	その他必要な事項	18
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	18

1	森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	18
4	その他必要な事項	19
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	19
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	19
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3	作業路網の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	20
第8	その他必要な事項	20
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	20
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	21
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	21
Ⅲ	森林の保護に関する事項	22
第1	鳥獣害の保護に関する事項	22
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
2	その他必要な事項	22
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	23
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	23
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	23
3	林野火災の予防の方法	23
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	23
5	その他必要な事項	23
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	24
1	保健機能森林の区域	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	24
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	24
1	森林経営計画の作成に関する事項	24
2	生活環境の整備に関する事項	25
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	25
4	森林の総合利用の推進に関する事項	25
5	住民参加による森林の整備に関する事項	25

6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	25
7	その他必要な事項	26

日の出町森林整備計画

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

日の出町は、東京都の西部、都心から50km圏に位置し、北は青梅市、他はあきる野市に接しており、町の北西部大久野三ツ沢地区は秩父多摩甲斐国立公園に属し、標高902mの日の出山を水源とする平井川が町内ほぼ全域を流れ、南東には秋留台地が広がっている。

本町の面積は、2,807ha、森林面積は、1,904haで全体の68%を占めており、その内人工林が1,537haで、人工林率は81%以上と高く、都下でも有数の人工林地帯が形成され木材資源は充実している。

しかしながら所有面積5ha未満の山林所有者が90%と多く、また外国産材の輸入拡大、建築様式の変化等から国産材の需要が減少し木材価格が長期低迷する中、林業の採算性は極端に悪化し林業経営が困難な状況が続いており、林業従事者の高齢化、後継者不足も深刻である。このことから伐期を過ぎても伐採されない森林や長期の手入れ不足から荒廃した森林も存在しており、木材生産はもとより、水源の涵養、土砂災害防止、生活環境保全等森林の有する多面的な公益機能の低下も懸念されている。

このような中、近年地球温暖化の防止効果等森林の持つ公益的機能が注目され、森林整備の重要性が広く認識されてきており、それらの社会的要請からも今後はそれぞれの森林の自然的条件や住民、所有者等のニーズに合った適切な森林整備が重要となるため、森林組合等林業事業者による合理的な集約化施策を推進するなど木材生産と公益的機能の維持増進を図ってゆく必要がある。

また、近年のスギ花粉症発生源対策のため、今後は花粉の少ない品種や広葉樹への転換など花粉の発生を減少させることなども期待されている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、機能に応じた適正な森林施策の実施により、健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、水源の涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化機能等の各公益的機能の発揮を図るべき森林とそれ以外の木材等生産機能の発揮を図るべき森林に区分し、これら区分ごとに望ましい森林整備を推進することとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施策推進方策

森林整備にあたっては、立地条件や住民のニーズに応じた広葉樹林化・針広混交林化、天然力も活用した施策、受光伐採等による育成複層林への誘導、スギ等の花粉発生抑制対策の推進など機能に応じた適正な森林施策を実施し、健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

① 水源涵養機能及び山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

平井川の上流地域に位置する森林は、水源涵養機能や山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林であり、これらの森林を「水源涵養機能維持増進森林」又は「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」に区分し、水源涵養や山地災害の防止機能の維持増進を図るための森林施業を推進する。

森林の整備にあたっては、適切な保育、間伐による森林整備を行うとともに、一回の伐採面積の縮小・分散化、長伐期化や広葉樹の導入等により針広混交等複層林状態への誘導を図り、立地条件、住民ニーズ等に応じ天然力も活用した整備を推進する。

② 保健文化機能維持増進森林

平井地区にある丘陵地の森林は、市街地に隣接した近郊緑地として保健文化機能や生活環境保全の機能を重視すべき森林であり、これらの森林を「保健文化機能維持増進森林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた保健休養、文化、教育的な利用を図るための適切な森林施業を推進する。

森林整備にあたっては、立地条件、住民ニーズ等に応じた広葉樹の導入、針広混交林化等により、景観の優れた多様な森林への誘導を図る。

③ 木材生産機能維持増進森林

上記以外の森林を「木材生産機能維持増進森林」として区分し、木材等林産物を持続的かつ効率的に供給する観点から、木材生産機能の発揮を重視するものであり、木材需要に応じた樹種および径級の林木を生産させるための適切な施業を推進する。

森林の整備にあたっては、木材生産機能の発揮を重視した保育、間伐を推進するとともに、施業の集約化、林道・作業路の一体的整備による林内路網の高密度化を図り、効率的な森林整備を行う。

また、森林の蓄積を高めるとともに、木材資源としての持続的かつ有効な利用を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

協議会等の組織作りや普及啓発活動の促進により集団的・組織的かつ適切な森林施業を推進するとともに、高性能林業機械の導入による作業の効率化及びコストの低減に努めるため、以下の事項を推進することとする。

- (1) 森林組合等の育成強化、実施体制の整備による施業の集約化、共同化の推進
- (2) 林業従事者の養成及び確保
- (3) 林業機械の導入の促進
- (4) 木材の利用促進及び森林整備のための林道、作業路網等の基盤整備

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐とは、主伐のうち択伐以外のものとし、択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

多摩地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める樹種別の標準伐期齢は以下の通りとする。

地区	種 類							
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽 により育成	天然下種 により育成	主として 天然下種 により生育	主として ぼう芽に より生育	主として 人工植栽 により生育
全域	35	40	35	40	55	65	15	20

標準伐期齢は、伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。このほか、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

なお、次の事項のほか、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法及び集材方法を踏まえ、現地に適したものとする。

ア 皆伐

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等自然的条件、地域の林業技術体系及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、以下の事項に留意のうえ実施するものとする。
(ア) 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたり

の伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮すること。

また、林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止及び風致の維持、溪流周辺並びに尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な場合を除き、適確な更新により、裸地状態を早急に解消するため、適地適木を旨として、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

ぼう芽(※)による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

(※) ぼう芽とは伐採後の切り株から発生した芽のことで「ほう芽」ともいう。

イ 択伐

択伐に当たっては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ、一定の立木材積の維持や森林の有する多面的機能の維持増進が適切に図られるよう以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

(ア) 点状(単木)・帯状又は群状択伐による場合は、伐採区全体でおおむね均等な伐採率で行い、材積に係る伐採率30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下)を標準とし、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率及び繰り返し期間によること。

(イ) 漸伐又は小面積皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。

(ウ) 小面積伐採等を行った森林については、大苗を植栽するなど、早急かつ確実な更新が図られるよう配慮すること。

(エ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然状況の育成状況、母樹の保存等に配慮すること。

(オ) ぼう芽による更新を行う場合には、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

3 その他必要な事項

ニホンジカによる食害等の森林被害発生の可能性のある地域の伐採に際しては、生息状況や被害状況を踏まえ、伐区の小規模化、伐採箇所の分散化や主伐を一時的に控える等、シカ被害により林地が裸地化することがないように十分配慮した対応を図ることとする。

第2 造林に関する事項

裸地状態を早期に解消し、公益的機能の維持を図るとともに、木材等資源の循環

・利用を促進するため、更新すべき期間内に造林を行うものとする。また、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。

特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林においては、人工造林を行うものとする。

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨として、スギ、ヒノキ、等の針葉樹のほか、広葉樹や郷土樹種からその林地に最も適する造林樹種とする。

なお、花粉症の社会問題化に鑑み、スギの人工造林に当たっては、特段の理由がある場合を除き花粉の発生量が少ない品種系統を選択するものとする。

人工造林の対象樹種

区 分	樹種名 (針葉樹)	樹 種 名 (広葉樹)	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ	クヌギ、ナラ、コナラ、ケヤキ、カエデヤマザクラ等	

(注) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、高木性の樹種を原則とし、林業普及指導員又は町の林務担当課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

森林の確実な更新を図るため、人工造林の標準的な方法は、次によるものとする。なお、人工造林に当たっては、現地の状況に合わせた本数の苗木や大苗を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、低コスト化に努めることとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

(ア) 育成単層林施業

人工林の植栽本数については、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要

請、既往の植栽本数及び施業体系等を勘案して定めるものとし、下表の植栽本数を基礎として定めるものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000	
ヒノキ	疎仕立て	2,000	
広葉樹		1,000～3,000	

(注) 上記以外の植栽をしようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当課と相談の上、決定すること。

(イ) 育成複層林施業

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

イ その他人工造林の方法

(ア) 育成単層林施業

① 伐採木や枝条等が植栽の支障とならないよう、地拵えを行うこととし、気象災害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意するものとする。

また、気候その他の立地条件及び既往の方法を勘案して、植え付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、傾斜角30度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。
植栽の時期	4月～6月及び9～10月を標準とする。

- ② ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株あたりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うものとする。

(イ) 育成複層林施業

植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種、本数の苗木や大苗を早期に植栽するものとする。

また、更新を確保し成林させるために更新補助作業を実施することが必要となる森林については、後述の2の(2)のアの(ウ)の天然下種更新に準じて、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工林をすべき期間については、次のとおりとする。

- (ア) 皆伐を行い人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。
- (イ) 人工林択伐を実施する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、適地適木を旨とする。さらに、土壌等の自然的条件、既往の施業体系などを勘案し、従来樹種も考慮に入れて、将来その林分において高木となりうる樹種とする。

天然更新の対象樹種

区 分	樹種名 (針葉樹)	樹 種 名 (広葉樹)	備 考
天然更新の対象樹種	アカマツ等	クヌギ、コナラ、ケヤキ、シデ類等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、以下の通り定める。

(ア) 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
アカマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、シデ類	<p>① 5年生の広葉樹の期待成立本数は概ね 10,000 本/haとする。</p> <p>② 天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が、期待成立数に 10 分の 3 を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈(更新樹種の生存、成長を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等)の高さ)に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)に満たない場合には、速やかな更新を図る観点から、天然更新補助作業又は植栽により更新を行うものとする。</p> <p>③ 引き続き天然力を活用して更新を行う場合は、更新樹種の期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数（ただし、更新樹種の確実な成立のために周辺の植生の草丈(更新樹種の生存、成長を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等)の高さ)一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)以上の更新樹種を天然更新補助作業により成立させるものとする。</p> <p>④ 更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種毎に定められた標準的な本数の植栽を行うものとする。</p> <p>⑤ 天然更新すべき立木の本数は、森林の公益的機能の確保のために満たすべき最低本数を定めるものであり、この本数をもって更新の完了ではないことに留意すること。</p>

(イ) 天然更新完了の判断に用いる樹高

更新完了の判断に用いる樹高は、周辺の草丈（更新樹種の生存、成長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物）に下表で示す余裕高を加えた高さにより完了を判断するものとする。

草丈	余裕高	稚樹高
1 0 cm	4 0 cm	5 0 cm
5 0 cm	1 0 0 cm	1 5 0 cm

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

更新種別	区分	標準的な方法
天然下種更新	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている個所において、かき越し、枝条整理の作業を行うものとする。
	刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている個所について行うものとする。
	植込み	天然稚樹等の育成状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
ぼう芽更新	ぼう芽整理	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際から発生しているぼう芽を1株あたりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽更新を行うものとする。また、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、植込みを行うものとする。

イ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、前述アの(ア)のとおり伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める「天然更新に関する実施基準」に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

また、この期間を踏まえたうえで、本数及び樹高により確認するものとし、その基準は前述アの(ア)及び(イ)のとおりとする。この完了基準により更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図るものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況の観点から天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、適確な更新を確保するものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の指針」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象の斜

面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

スギ、ヒノキ等の人工林の区域とする。ただし、(1)の基準を踏まえ、天然更新が見込める区域は除く。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、10,000本/haとする。

5 その他必要な事項

該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、次のとおりとする。

ア 育成単層林施業

林冠がうっ閉して、林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な間伐率に留意し、おおむね①枯損木、病木及び衰退木、②被圧木、③曲がり木、④並みの木の順序で行うものとする。ただし、選木に当たっては、形質不良木に偏ることなく、立木の配慮が適切になるよう留意する。

(ア) 標準的な間伐の回数及び時期

標準的な間伐の回数及び実施時期については、次のとおり定めるものとする。

樹種	施業種別	齢級 (※)													備考		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 …20			
スギ	短伐期				←				→								概ね3回実施
	長伐期				←									→			概ね5回実施
ヒノキ	短伐期				←				→								概ね3回実施

意すること。また、幹に食い込み始めたつるは必ず幹から取り除くようにすること。

(ウ)枝打ち

枝の切断作業にあたっては、原則として幹に傷をつけないように注意すること。また、枝打ちの実施時期は、成長休止期である新芽の吹き出す前頃か紅葉の始まる頃から雪の降る頃までに行うことを基本とすること。

(エ)除伐

目的外樹種であっても、その育成の状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成すること。

ウ 育成複層林施業

下刈り、つる切り、除伐、枝打ちは、育成単層林における施業に準じておこなうものとする。枝払いは、下層木の育成に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて行うものとする。

3 その他必要な事項

上記1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林については、以下の方法により間伐又は保育を行うものとする。

(1) 間伐

間伐が十分に実施されていない過密状態の人工林については雪害や風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度とした間伐を実施することとする。

(2) 下刈り

標準的な方法に示す林齢を超える森林については、必要に応じて造林木の高さが雑草木の概ね1.5倍程度になるまで追加して行うこととする。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施することとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持を図るための森林とし、各機能における森林の区域を次のように設定する。

なお、区域を設定する際に機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持管理を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

ダムの集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林とする。

水源涵養機能の維持増進を図るための森林の区域を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を發揮させる施業を基本とするとともに、伐期の間隔の拡大や皆伐面積の規模縮小や分散を図ることとする。また、立地条件や都民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

なお、当該機能において、伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林の基準は、次のとおりとし、区域については、別表2により定めるものとする。

水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林（水源涵養機能）	次の条件のいずれかに該当する森林 ① 地形について a 標高の高い地域 b 傾斜の急峻な地域 c 谷密度の大きい地域 d 起伏量の大きい地域 e 溪庄又は河床勾配の急な地域 f 掌状型集水区域 ② 気象について a 年平均又は季節的降水量が多い地域 b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 ③ その他 大面積の伐採が行われがちな地域
--------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

また、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、以下のとおり標準伐期齢に10年を加えた林齢を伐期齢の下限とする。

森林の伐期齢の下限

地区	種 類							
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽により育成	天然下種により育成	主として天然下種により生育	主としてぼう芽により生育	主として人工植栽により生育
全域	45	50	45	50	65	75	25	30

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山腹崩壊等により人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の整備その他山地災害の防備を図る必要のある山林とする。

山地災害防止機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域は、森林の分布状況を踏まえ林班又は準林班単位等で面的に設定するものとする。また、土壌保全機能の維持管理を図るための森林施業を推進すべき森林は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域でも設定するものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や紛塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林とする。

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域で設定するものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林、都民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観を形成する森林、潤いある自然環境や歴史的風致を構成する森林、さらに、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する溪畔林などの属地的機能の発揮が求められている森林とする。

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林班又は準林班単位等で面的に設定又は林小班等特定の区域で設定するものとする。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 森林施業の方法

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を行うものとする。それ以外の森林においては、択伐以外の方法による複層林施業を行うこととし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能であるものとする。また、皆伐によるものについては伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。なお、それぞれの森林の区域については、別表2により定めるものとする。

各機能のうち、複層林施業を推進すべき森林の基準は、次のとおりとする。

<p>人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能/土壤保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>① 地形</p> <p>a 傾斜が急な箇所であること。</p> <p>b 傾斜の著しい変移点を持っている個所であること。</p> <p>c 山腹の凹局部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている個所であること。</p> <p>② 地質</p> <p>a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。</p> <p>b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること</p> <p>c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。</p> <p>d 流れ盤となっている個所であること。</p> <p>③ 土壤等</p> <p>a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで擬集力の極めて弱い土壤から成っている個所であること。</p> <p>b 土壤内に異常な滞水層がある箇所であること。</p> <p>c 石礫地からなっている個所であること。</p> <p>d 表土が薄く乾性な土壤からなっている個所であること。</p>
<p>生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>① 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした林相をなしている森林</p> <p>② 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林</p> <p>③ 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林</p>
<p>自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能/文化機能/生物多様性保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>① 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林</p> <p>② 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって収容な眺望点から望見されるもの</p> <p>③ ハイキング、キャンプ等の保護・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林</p> <p>④ 希少な生物の保護のため必要な森林(択伐に限る。)</p>

また、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限は以下のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地区	種 類							
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他の針葉樹		広葉樹		
				人工植栽 により育成	天然下種 により育成	主として 天然下種 により生育	主として ぼう芽に より生育	主として 人工植栽 により生育
全域	56	64	56	64	88	104	24	32

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とし、その森林の区域を別表1により定めるものとする。

なお、区域を設定する際に、1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないようにするものとする。

また、当該森林のうち、次のアからウまでを基準とし、これを満たす又はこれに準ずると認められ、木材当生産機能が高く、特に効率的な木材生産が期待できると認められる森林については、地域の実情に応じて「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定する。

ア 林班の面積のうち人工林が過半を占める。

イ 林班の傾斜区分の平均が緩又は中である。

ウ 傾斜区分に応じた路網密度が、第7の1に定める標準的な水準以上である。

(2) 森林施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図る森林の区域においては、木材等の林産物を持続的、定期的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効果的な整備を推進することを基本とする。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

【別表1】

区分	森林の区域（林班）	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	15、17～22、24～28、36、37	773.20
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	16、23	92.86
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2～8	219.28
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材等の生産機能の維持増進を図る森林	1、9～14、29～35、38～45	818.59
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

※上記の森林の区域については、付属資料の市町村森林整備計画概要図(1)に図示する。

【別表2】

区分		森林の区域（林班）	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林		15、17～22、24～28、36、37	773.20
長伐期施業を推進すべき森林		2～8、16、23、	312.14
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	—

※森林経営計画が認定されている場所もしくは森林循環に資する花粉発生源対策事業で主伐を行う場所等においてはこの限りではない。

3 その他必要な事項

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等に森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことで経営規模の拡大を図ることとする。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等に対し、森林の施業又は経営の委託化への働きかけを行うとともに、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成を行う。

また、施業の集約化に取り組む者に対し、必要な情報の提供、助言及びあっせんを行うとともに、協議会の開催等により森林所有者等の合意形成を推進し、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進することとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施するにあたっては、主伐後の植栽や施業方法、森林の保護に関する事項等を長期にわたり行うこと等を定めた契約を、委託契約書等により委託者との間で締結するよう努めるものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を図るものとする。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者のうち、所有面積5ha未満の森林所有者は90%と森林所有形態は零細で、材価の低迷や、高齢化、労働力の減少などにより、個々の保育管理は適切に実行されていない状況であるため、町、森林組合、森林所有者等が一体となり、啓発活動や組織づくりを行い、森林施業の共同化のための合意形成に努めるものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化、合理的な林業経営の推進のため、森林組合等による山林所有者への森林管理の重要性や施業内容及びコスト面等の提案説明、不在村山林所有者に対する普及啓発活動の強化を図り施業実施協定への参画を促すものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

① 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行なうこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同又は林業事業者等への共同委託により実施することを旨とすること。

② 作業路網その他の施設の維持管理は、共同作成者が協力して実施すること。

- ③ 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- ④ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜・地形等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出に伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に推進するため。林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の標準的な水準を以下の表-1のとおり示す。

なお、路網密度の水準については、木材搬出の予定箇所に適用すべきものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

表-1

区 分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0度～15度)	車両系作業システム	110以上	30～40
中傾斜地 (15度～30度)	車両系作業システム	85以上	23～34
	架線系作業システム	25m以上	
急傾斜地 (30度～35度)	車両系作業システム	60<50>以上	16～26
	架線系作業システム	20<15>以上	
急 峻 地 (35度～)	架線系作業システム	5以上	5～15

注：急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）又は林道専用道作設指針（平成 22 年 9 月 4 日付 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、東京都が定める林業専用道作設指針（平成23年4月1日付22産労農森第527号）、に則り開設するものとする。

イ 基幹路網の整備計画

多摩地域森林計画に定める基幹路網の整備計画を添付資料の別表-1に示す。また、その位置について、林道計画図に示す。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要項」（平成 14 年 3 月 29 日付 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「私有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付8林野基第 158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や工夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付22林整整第656号林野庁長官通知）、東京都が定める森林作業道作設指針（平成23年4月1日付22産労農森第814号）に則り開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針に基づき、適正に管理するものとする。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

ア 林業に従事する者の養成及び確保の方向

- ・ 林業研究グループの育成を図る。
- ・ 森林組合等林業事業体の経営基盤強化、活性化を図る。
- ・ 林業労働者の雇用の安定化、就労条件及び労働安全の改善、確保を図る。
- ・ 林業機械の導入、作業路網の整備を促進して作業の軽減化を図る。

イ 林業労働者及び林業後継者の育成方策

(1) 林業労働者の育成

森林組合等林業事業体においては、地域が一体になって安定的な事業の維持確保に努め、雇用の長期化、安定化を図るとともに、社会保険、雇用保険、林業退職金共済等への加入促進等就労条件及び労働安全の改善、確保による働きやすい環境づくりに努める。

(2) 林業後継者等の育成

森林組合、林業研究グループ等の機械力による作業、特用林産物の生産等林業経営の多角化等に対応できる高い技術力と経営力を備えるための研修会、講習会等の実施、参加を促進し、林業後継者等の育成を図る。

ウ 林業事業体の体質強化方策

地域における林業の担い手である森林組合等林業事業体においては、経営意識の向上や受注体制の整備、経営の合理化、多角化等による事業量の拡大、就労の安定化等、経営体質の強化を図るものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

1 林業機械化の促進方向

林業生産性の向上、重筋労働の軽減、コストの低減等を図るため、地域の地形等に適合した高性能機械を導入し、機械力による作業体系の確立を推進するものとする。

2 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐 倒 集 材 造 材	町内一円	チェーンソー グラップルクレーン スイングヤーダ プロセッサ	チェーンソー グラップルクレーン スイングヤーダ プロセッサ タワーヤーダ ハーベスタ
造 林 保 育	下 刈 枝 打	人力・刈払機 人力・自動枝打機	刈払機 自動枝打機

3 林業機械化の促進方策

- (1) 林業事業体による適切な高性能林業機械の導入
- (2) 森林施業の機械化に対応した林道等の基盤整備
- (3) 高性能林業機械オペレーターを育成するための研修会等への積極的参加


3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 生産・加工・流通体制の整備

本町における素材の流通・加工については、いずれも小規模、分散的であり、流通・加工コストの低減が課題である。

このため、間伐等の集約化施業の計画的な実施により数量の確保を図り、東京の木多摩産材を安定的に供給しえる体制の整備に加え、東京の木多摩産材の認証制度の運用及びブランド化について関係機関と連携し、推進する。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設

施設の種類	位置	規模 (㎡)	対図番号	備考
多摩木材センター 協同組合	玉の内地区	25,846		

(2) 未利用木質資源の有効活用の推進

林地残材や製材過程で発生する端材など未利用木質資源の有効活用を推進するため、エネルギーやマテリアルへの利活用について町の総合的なビジョンの中で検討してゆくこととする。

(3) 公共建築物等での木材利用の推進

多摩産材を利用することが、森林の適切な手入れだけではなく、健康や環境の面からも有効であることから、平成25年に策定した「日の出町公共建築物等における多摩産材利用推進方針」に基づき、町施設での率先的な木材利用に努め、木材需要の拡大を図るものとする。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の保護に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	1, 9～41	1587.07ha

※上記の森林の区域については、附属資料の市町村森林整備計画概要図(2)に図示する。

(2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて推進するものとする。

ア 植栽木の保護措置

人工植栽が予定されている森林を中心に保護措置を推進するものとし、単木保護ネットやシカ侵入防護柵・ネット等の設置、現地調査による被害状況のモニタリング等の被防止対策を実施するものとする。

イ 捕獲

東京都獣害対策基本計画及び第2種シカ管理計画に基づき、関係機関や猟友会との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動を推進するものとする。

2 その他必要な事項

該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方策及び方法

森林の持つ多面的な機能の維持管理を図るため、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。

マツクイムシによる被害については、被害抑制のための健全なマツ林の整備と適確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性マツ又は他の樹種への転換を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、ナラ枯れ被害についても、全国各地や都内においても発生は確認されていることから、発生状況に留意し、関係機関と情報共有及び発生箇所での被害対策に努めることとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除等に向け、地元行政機関、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域体制づくりを行う。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカによる森林被害については、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえながらその防止に向け、鳥獣保護管理施策、農業被害対策や関係行政機関等との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事による森林被害を防止するため、林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行う。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を推進すべき森林

該当なし。

(2) その他

入山者の多い地域を対象に森林法の違反行為への監視や指導及び林野火災の防止や早期発見に努めるなど、森林保全のために森林を巡視する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
平井	2～8、42～45	219.28
北大久野	26～41	740.34

三ツ沢・羽生	1、9～25	941.72
--------	--------	--------

※上記の森林の区域については、付属資料の市町村森林整備計画概要図(3)に図示する。

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

U I J ターン者などが地域に定住するために必要な生活環境の整備を図るものとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林組合や林業事業者による森林整備により地域産材の利用を促進するとともに、地域住民や森林ボランティア等による森林整備を促進することで、森林資源を活用した新たな産業の創出や定住促進を図ることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

「保健文化機能維持増進森林」に区分した森林については、森林所有者等の意向を考慮しながら、針広混交林、広葉樹林の整備、保全を促進し、自然環境教育、保健休養の場としての公益的な利用を図ることとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

地域住民や森林ボランティア等の住民参加による森づくりを促進するため、森林所有者、林業研究グループ等との交流を図ってゆくものとする。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

インターネットサイト等を利用した森林関係の情報発信を行い森づくりへの関心を高め、都市部と山間部との交流を促し、適切な森林整備による貴重な森林資源、観光資源を保全、活用した新たな産業の創出や定住促進等を図ってゆくもの

とする。

(3) その他

該当なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、東京都等の指導機関、森林組合、林業研究グループ等との連携による講習会、研修会等により技術の向上を図り人材の養成に努めることとする。

(2) 町有林の整備

町では主に平井川源流域の「水源涵養機能維持増進区域」及び「山地災害防止・土壌保全機能維持増進区域」に人工林を、下流域の「保健機能維持増進区域」には広葉樹林を所有している。これらの町有林についてはそれぞれの公益的機能の発揮を図るための森林整備を行うこととする。

公益的機能別施業森林等の林班別面積一覽表(Ⅱ-第4關係)

(単位：ha)

林班	林班面積(ha)	公益的機能別			木材生産	合計
		水源涵養	山地災害防止 ／土壤安全	保健文化		
1	3.78				3.78	3.78
2	12.11			12.11		12.11
3	12.70			12.70		12.70
4	36.52			36.52		36.52
5	28.57			28.57		28.57
6	41.42			41.42		41.42
7	35.93			35.93		35.93
8	52.03			52.03		52.03
9	25.91				25.91	25.91
10	21.30				21.30	21.30
11	95.49				95.49	95.49
12	54.41				54.41	54.41
13	70.15				70.15	70.15
14	51.76				51.76	51.76
15	51.57	51.57				51.57
16	43.17		43.17			43.17
17	30.65	30.65				30.65
18	66.15	66.15				66.15
19	79.02	79.02				79.02
20	67.51	67.51				67.51
21	60.33	60.33				60.33
22	28.00	28.00				28.00
23	49.69		49.69			49.69
24	64.19	64.19				64.19
25	78.30	78.30				78.30
26	60.04	60.04				60.04
27	41.03	41.03				41.03
28	48.04	48.04				48.04
29	43.57				43.57	43.57
30	29.00				29.00	29.00
31	34.58				34.58	34.58
32	31.53				31.53	31.53
33	26.86				26.86	26.86
34	39.17				39.17	39.17
35	34.60				34.60	34.60
36	50.75	50.75				50.75
37	47.62	47.62				47.62
38	58.58				58.58	58.58
39	52.76				52.76	52.76
40	34.36				34.36	34.36
41	14.75				14.75	14.75
42	35.87				35.87	35.87
43	19.15				19.15	19.15
44	29.54				29.54	29.54
45	11.47				11.47	11.47
合計	1903.93	773.20	92.86	219.28	818.59	1903.93

別表-1 基幹路網の整備計画（第7-3-(1)-イ）

単位 延長：キロメートル 面積：ヘクタール

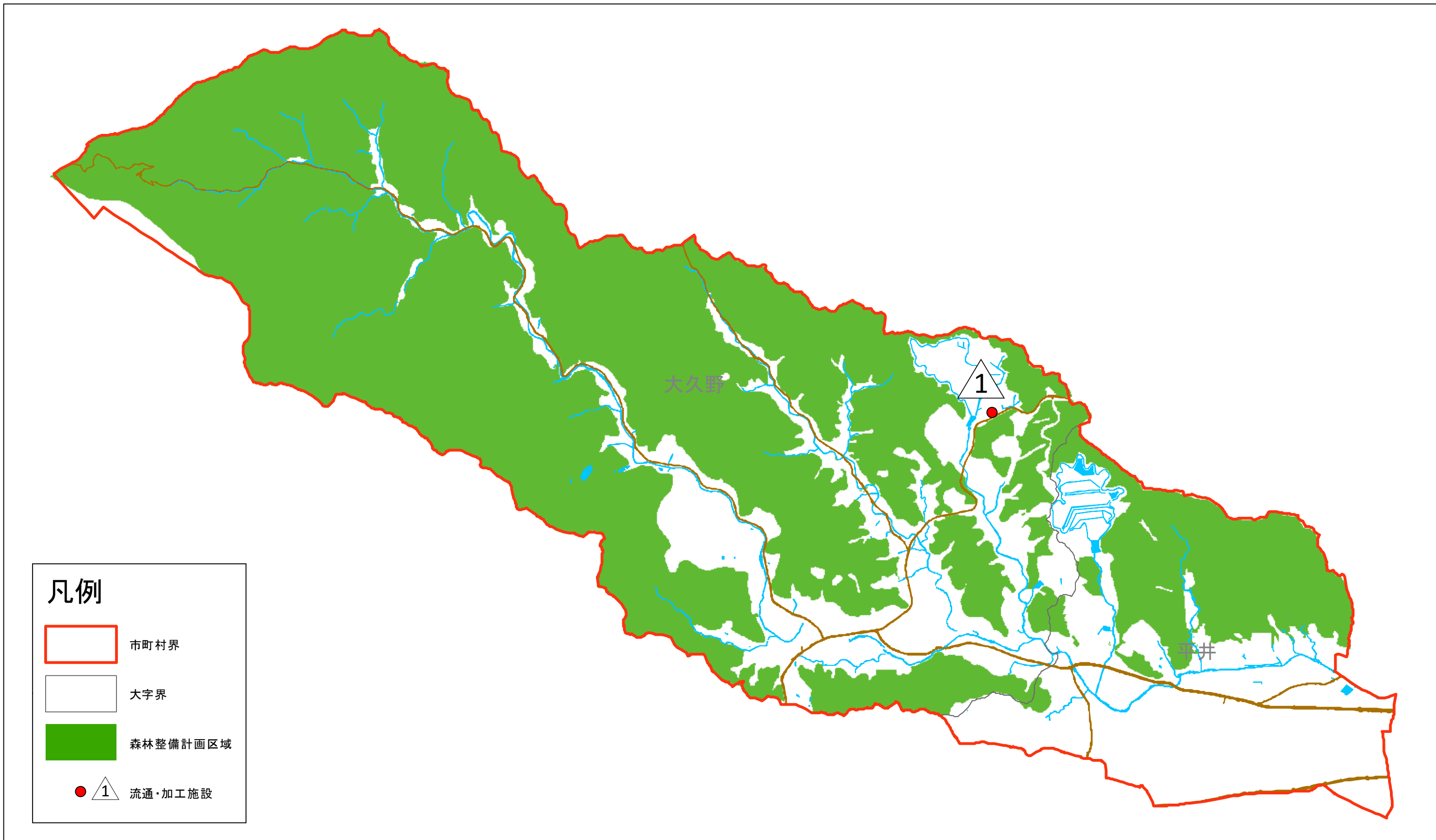
開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び箇所数		利用区域 面積	うち前半 5年分	対 番号	備考
					延長	箇所数				
開設	自動車道	林道	日の出町	肝要入	0.6		74		日-1	
開設	自動車道	林道	日の出町	石神沢	0.7		35		日-2	
開設	自動車道	林道	日の出町	幸神	0.3		30	○	日-3	
開設	自動車道	林道	日の出町	不動沢	1.3		65	○	日-4	
開設	自動車道	林道	日の出町	石原沖	0.6		37		日-5	
開設	自動車道	林道	日の出町	檜山路	0.6		20		日-6	
開設	自動車道	林道	日の出町	滝の沢	0.6		10		日-7	
開設	自動車道	林道	日の出町	タルクボ	0.6		85		日-8	
開設	自動車道	林道	日の出町	羽生	0.7		10		日-9	
開設	自動車道	林道	日の出町	矢越沢	0.5		56		日-10	
開設	自動車道	林道	日の出町	大場入	0.5		51		日-11	
開設	自動車道	林道	日の出町	高指入	0.2		19		日-12	
			小計	12 路線	7.2		492			
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	焼岩沢	1.0		37		日-1	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	西の入ホオ バ沢	1.0		73		日-2	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	麻生山	1.0		98		日-3	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	梅の木	0.5		515		日-4	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	大入	0.5		217		日-5	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	台沢	1.0		91	○	日-6	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	矢越沢	0.9		49		日-7	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	幸神	0.8		30		日-8	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	タルクボ	2.0		85	○	日-9	
拡張	(改良) 自動車道	林道	日の出町	勝峰山	1.7		33		日-10	
			小計	10 路線	10.4		1,228			
拡張	(舗装) 自動車道	林道	日の出町	焼岩沢	1.6		37		日-1	
拡張	(舗装) 自動車道	林道	日の出町	麻生山	3.2		98		日-2	
拡張	(舗装) 自動車道	林道	日の出町	台沢	1.0		91	○	日-3	
拡張	(舗装) 自動車道	林道	日の出町	西の入ホオ バ沢	3.3		73		日-4	
			小計	4 路線	9.1		299			

日の出町森林整備計画概要図

(林産物の生産(特用林産物)の流通・加工・販売施設)

1:30,000

(縮尺はA3判印刷時)



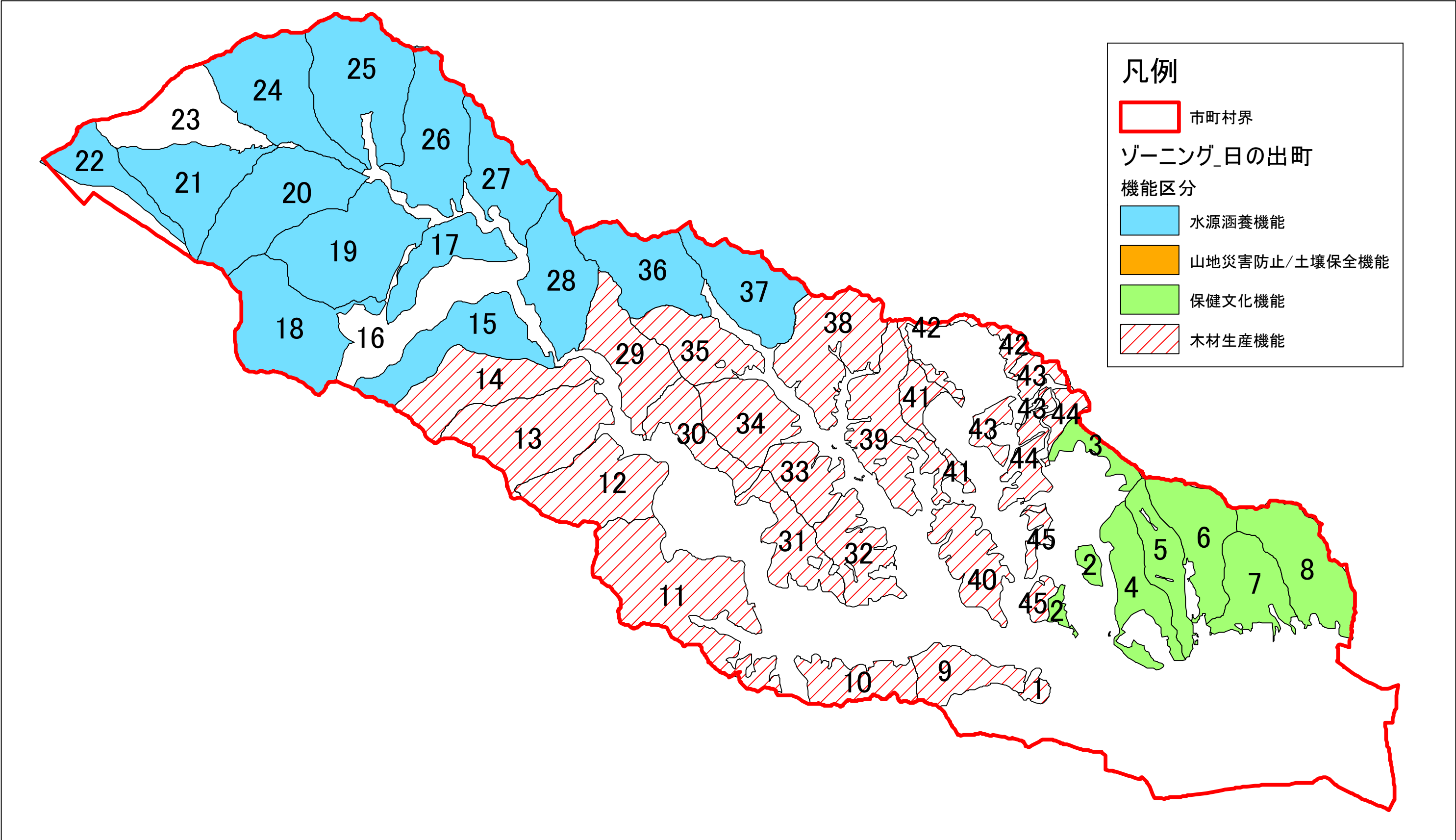
この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第1214号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

0 500 1,000 2,000 3,000メートル

日の出町森林整備計画概要図 (1)

(公益的機能別施業森林の区域)

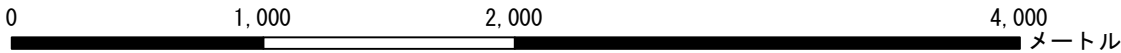
1:30,000
【縮尺はA3印刷時】



凡例

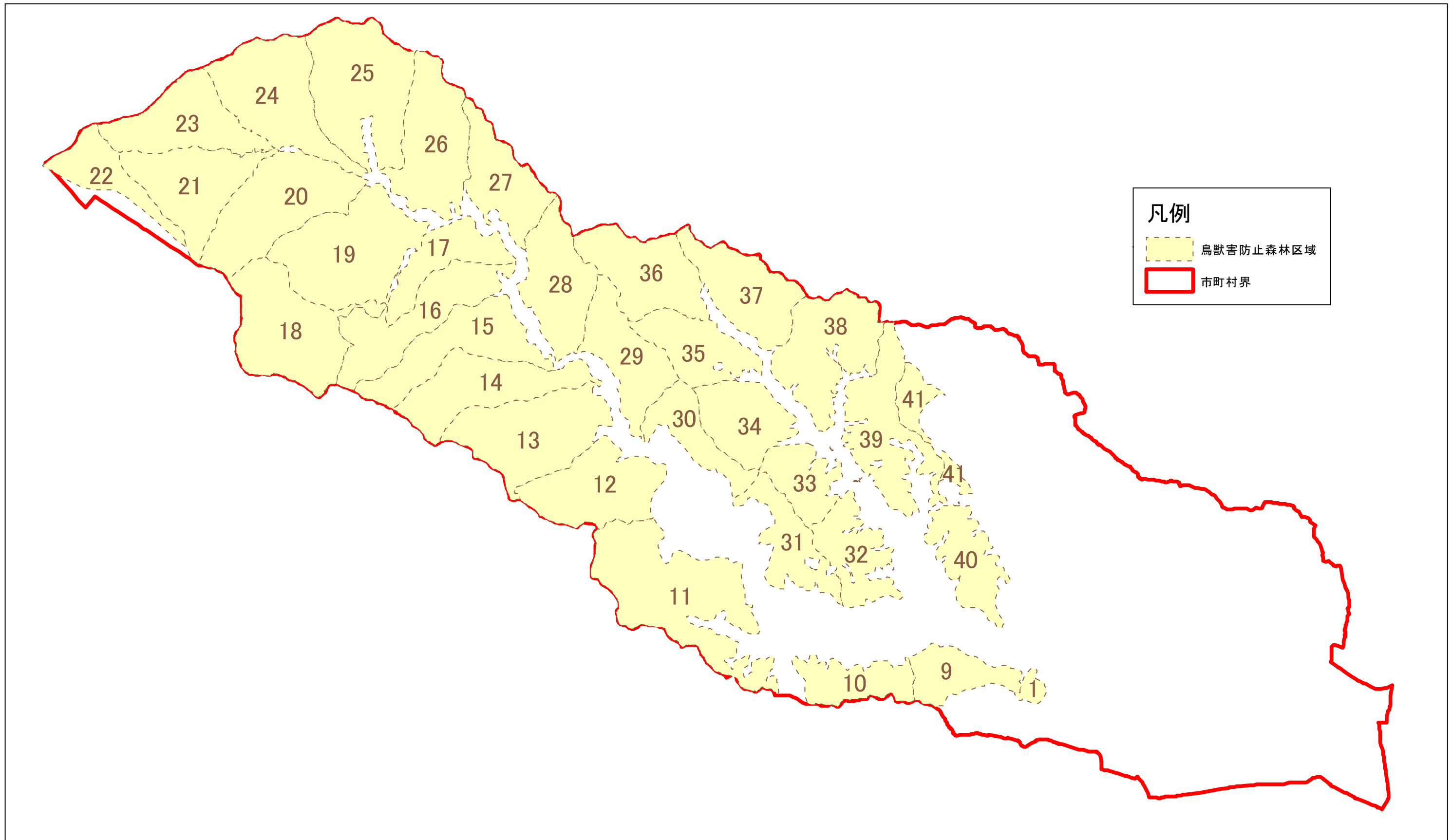
- 市町村界
- ゾーニング_日の出町
- 機能区分
- 水源涵養機能
- 山地災害防止/土壌保全機能
- 保健文化機能
- 木材生産機能

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第1214号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。



日の出町森林整備計画概要図 (2) (鳥獣害防止森林区域)

1:30,000
【縮尺はA3判印刷時】



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て
作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第1214号）
して作成したものである。無断複製を禁ずる。

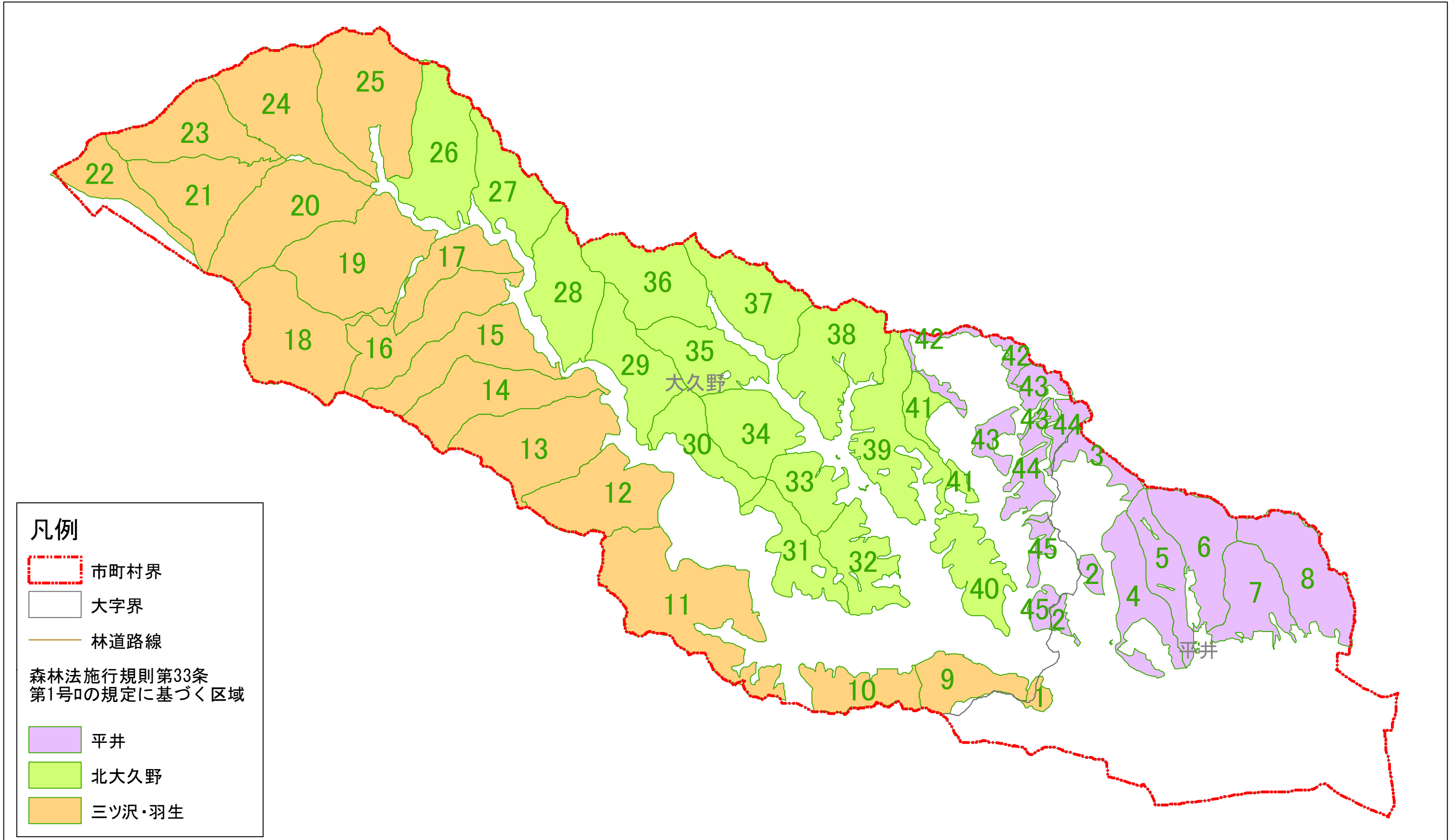
0 1,000 2,000 4,000
メートル

日の出町森林整備計画概要図(3)

(路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域—森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域—)

1:30,000

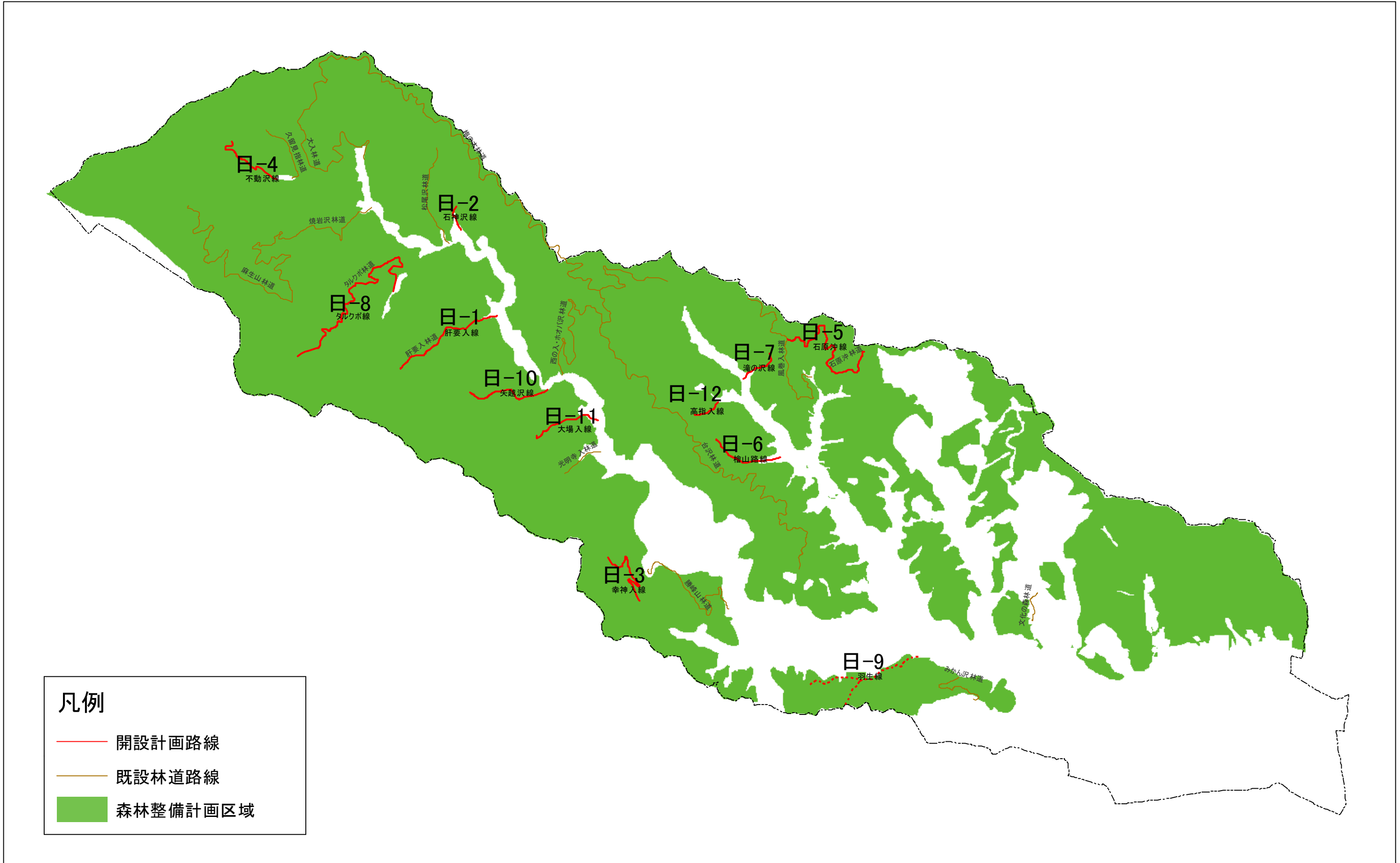
(縮尺はA3判印刷時)



この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を複製(31都市基交第1214号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

林道計画図_開設_日の出町

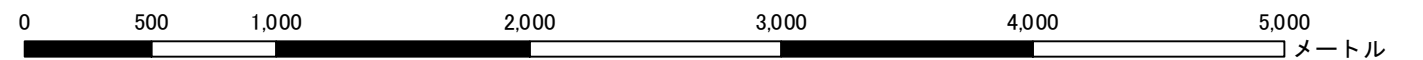
1:30,000
【縮尺はA3印刷時】



凡例

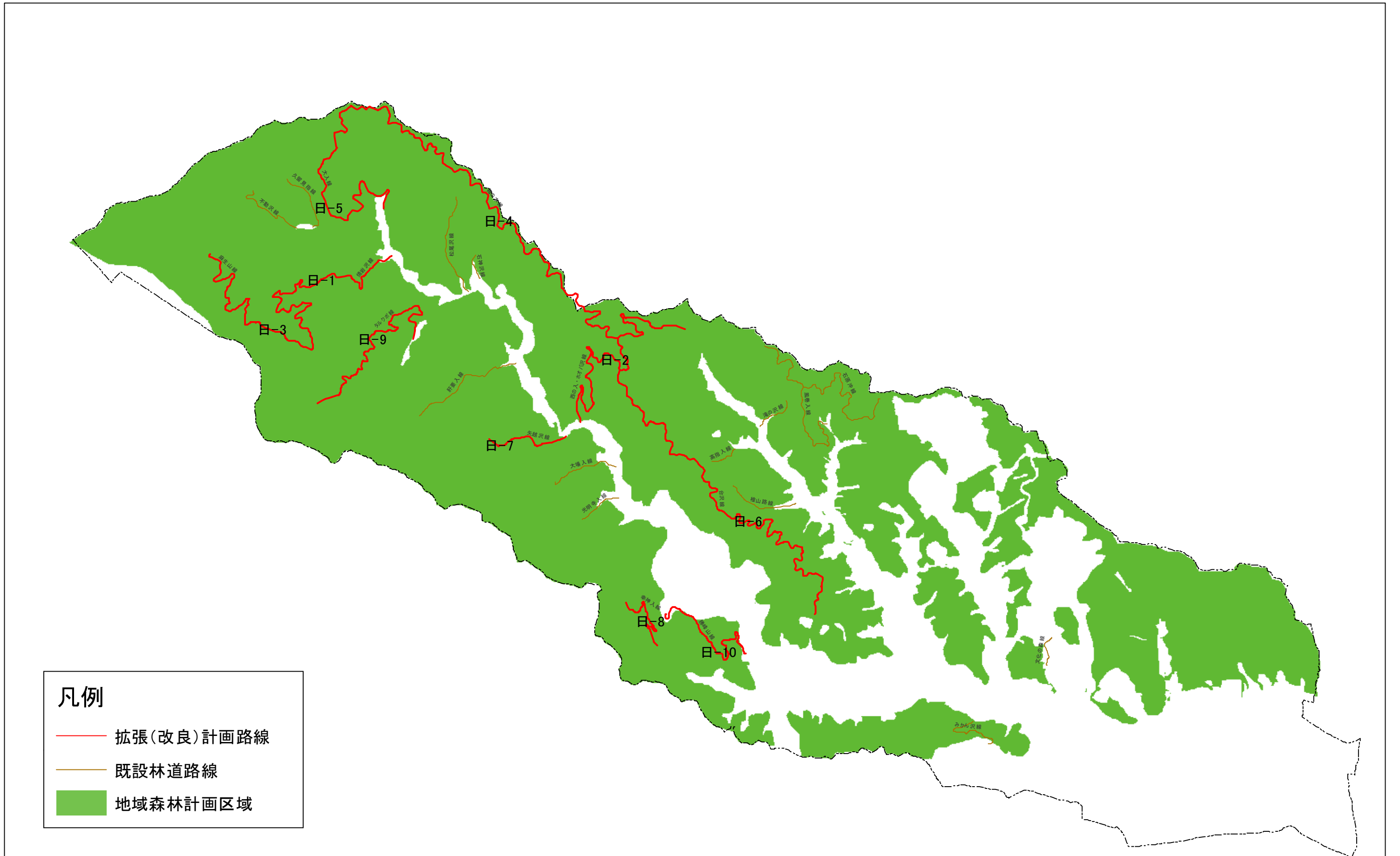
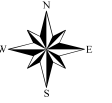
- 開設計画路線
- 既設林道路線
- 森林整備計画区域

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第1214号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。



林道計画図_拡張(改良)_日の出町

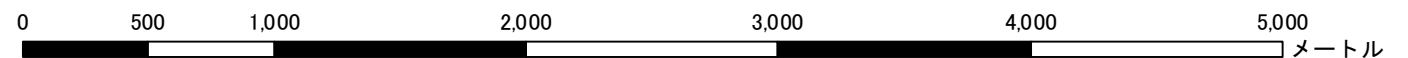
1:30,000
【縮尺はA3印刷時】



凡例

- 拡張(改良)計画路線
- 既設林道路線
- 地域森林計画区域

この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を複製（31都市基交第1214号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。



参 考 資 料

1 人口及び就業構造 (1) 年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	2010年	16,650	8,200	8,450	1,959	996	963	2,310	1,250	1,060
	2015年	17,446	8,485	8,961	2,200	1,135	1,065	1,982	1,078	904
	2020年	16,958	8,267	8,691	2,235	1,157	1,078	1,863	1,036	827
構成比 (%)	2010年	100.0	49.2	50.8	11.8	12.1	11.4	13.9	15.2	12.5
	2015年	100.0	48.6	51.4	12.6	13.4	11.9	11.4	12.7	10.1
	2020年	100.0	48.7	51.3	13.2	14.0	12.4	11.0	12.5	10.0

	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	2010年	2,971	1,599	1,372	4,535	2,228	2,307	4,875	2,127	2,748
	2015年	3,071	1,582	1,489	3,659	1,845	1,814	6,534	2,845	3,689
	2020年	2,536	1,256	1,280	3,696	1,953	1,743	6,628	2,865	3,763
構成比 (%)	2010年	17.8	19.5	16.2	27.2	27.3	27.3	29.3	25.9	32.6
	2015年	17.6	18.6	16.6	21.0	21.7	20.2	37.5	33.5	41.2
	2020年	15.0	15.2	14.7	21.8	23.6	20.1	39.0	34.7	43.3

資料：国勢調査

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業			第2次産業	第3次産業
			農業・林業	漁業	小計		
実数 (人)	2010	7,159	150		150	1,913	5,096
	2015	6,910	150		150	1,828	4,932
	2020	6,561	135	2	137	1,627	4,672
構成比 (%)	2010	100.0	2.1		2.1	26.7	71.2
	2015	100.0	2.2		2.2	26.5	71.4
	2020	100.0	2.1	0.0	2.1	24.8	71.2

資料：国勢調査

2 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積				草地面積	森林面積	その他面積
			計	田	畑	樹園地		森林・原野	
実数 (ha)	2010	2,808	47	1	31	15	1,921	840	
	2015	2,808	41	1	30	10	1,905	862	
	2020	2,807	30		26	4	1,905	872	
構成比 (%)	2010	100.0	1.7	0.1	1.1	0.5	68.4	29.9	
	2015	100.0	1.5	0.1	1.1	0.4	67.8	30.7	
	2020	100.0	1.0		1.0	0.1	67.8	30.1	

資料は農林業センサスによる。

3 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘地用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
2010年	—						
2015年	—						
2020年	—						

資料は農林業センサスによる。

4 森林資源の現況等

各表、各計は四捨五入の集計のため内訳数値と一致しない場合あり。

(1) 保有形態別森林面積

(令和7年3月31日現在)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A) %	
	面積(A) ha	比率 %	計 ha	人工林(B) ha	天然林 ha		
総数	1903.93	100	1870.81	1503.37	367.44	79.0%	
国有林	0	—	—	—	—	—	
民有林	都有林	47.06	2.5%	47.02	12.24	34.78	26.0%
	町有林	220.48	11.6%	220.48	116.25	104.23	52.7%
	小計	267.54	14.1%	267.50	128.49	139.01	48.0%
	私有林	1636.39	85.9%	1603.31	1374.88	228.43	84.0%

資料：森林資源構成表 (R3)

※竹林は天然林に分類。

※都有林には農林水産振興財団の分収林を含む。

(2) 不在（市町村）者の森林所有者面積

	年次	私有林 合計	在(市町村)者	不在(市町村)者の森林所有者面積		
			所有面積	計	都内	都外
実数 (ha)	2005年	1,644	1,272	372	348	24
	2015年	1,684	1,210	474	444	29
	2021年	1,636	1,180	455	386	69
構成比 (%)	2005年	100	77.37	22.63	(93.5)	(6.5)
	2015年	100	71.86	28.14	(93.7)	(6.3)
	2021年	100	72.14	27.86	(84.68)	(15.32)

資料は農林業センサス(2005年)及び東京都森林事務所(2015、2021年)

(3) 民有林の齢級別面積

(令和7年3月31日)

区分	齢級別		1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13齢級 以上
	総数	その他 (未立木 ・竹林)							
民有林計	ha 1,904	ha	ha 19	ha 47	ha 33	ha 105	ha 283	ha 849	ha 568
人工林	1,537		16	14	32	105	259	666	444
天然林	331		0	0	0	0	24	183	124
その他(未立木・竹林)	36		3	0	33	0	0	0	0

資料：森林資源構成表

(4) 所有規模別森林所有者数

面積規模(ha)	総数	1ha未満	1～5	5～10	10～20
所有者数(人)	631	389	176	30	20
面積(ha)	1,904	121.5	376.7	207.4	286.9

20～50	50～100	100以上
12	2	2
358.5	152.0	401.0

資料：東京都森林事務所

(5) 林道の状況

区 分	路 線 数	延 長	林道利用区域面積 (総森林面積)	林道密度
民有林林道 (都)	2	m 6, 793	ha 732	m/ha
民有林林道 (町)	22	28, 098	968	20.52
合 計	24	34, 891	1, 700	

(令和7年3月31日)

5 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額

(単位：百万円)

総 生 産 額 (A)		不明
内	第1次産業	
	うち林業 (B)	
訳	第2次産業	
	うち木材・木製品製造業 (C)	
	第3次産業	
B - C / A		

(2) 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

資料：2024年経済構造実態調査

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	52	1, 675	821, 266 (従業員30人以上のみ)
うち木材・木製品製造業 (B)	不明	不明	不明
B / A	不明	不明	—

6 林業関係の就業状況

分	組合・事業所数	従 業 者 数		備 考
			うち作業員数	
森林組合	1	74	26	(東京都森林組合全体)
生産森林組合				
素材生産業及び製材業	10	不明		(多摩木材センター協同組合を含む概数、従業者数は不明)
合 計	11			

7 林業機械所有状況

単位：台

区 分	総 数	会社等	森林組合	個人	その他
集 材 機	15	12	3	—	—
モノケール	4	4	—	—	—
リモコンウインチ	2	2	—	—	—
自 走 式 搬 機	4	2	2	—	—
フォークリフト	10	6	4	—	—
動力枝打機	—	—	—	—	—
プロセッサ	2	1	1	—	—
フォワーダ	2	1	1	—	—
スイングヤーダ	3	1	2	—	—
樹木粉碎機	5	4	—	1	—
合 計	47	33	13	1	—

資料：東京都森林事務所（林業機械保有台数調査）